

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 証券取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年9月27日

【事業年度】 第39期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 サトレストランシステムズ株式会社

【英訳名】 SATO RESTAURANT SYSTEMS CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町一丁3番111号

【電話番号】 (072)227-5901(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員副社長 清久 裕一

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区遠里小野町一丁3番111号

【電話番号】 (072)227-5901(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員副社長 清久 裕一

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月29日に提出いたしました第39期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に追加すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

（コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況）

（訂正前）

（1）～（4）＜省略＞

（訂正後（追加））

（5）株主総会決議事項を取締役会で決議できる事項

##### ①自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

##### ②中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

（6）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。